

[事案 30-207] 高度障害保険金支払請求

・令和元年 5 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

約款で定める高度障害状態に該当するとして、高度障害保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

食事をのどに詰まらせたことにより高度障害状態になったが、これは契約日より後の時点であり、同状態になったことと契約日前に発症していたパーキンソン病等との因果関係に関する証拠はないため、平成 21 年 2 月に契約された団体信用生命保険にもとづき、高度障害保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

診療証明書等によれば、申立人の高度障害状態が、契約日より前に発症していたパーキンソン症候群等を原因とすることは明らかであるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人（成年後見人）は事情聴取を希望しなかったため、実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の高度障害状態は契約前に発病していた疾病によるものと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。